

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請 添付書類一覧 (新規・法人用)

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書 ^{※1※2}	備考 ^{※5}
1 事業計画書(様式第1号)	
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況(様式第2号)	
事務所及び事業所の付近の見取図及び位置図	
使用予定の委託契約書の写し	
排出事業者の産業廃棄物の発生箇所を明らかにした発生工程表	
廃棄物の性状を明らかにする書類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんについては分析試験結果(計量証明書等)、また、燃え殻及びばいじんについてはダイオキシンの測定結果等を添付)	
2 事業の用に供する施設(様式第3号)	
事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計画書及び付近の見取図	
(中間処理の場合)保管施設の面積及び容量の計算書並びに保管日数計算書	
(最終処分の場合)縦断面図、周囲の地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
3 事業の用に供する施設(保管施設を含む)の所有権を説明する書類	
事業の用に供する施設(保管施設を含む)の立地する土地の不動産登記簿謄本	
(施設及び土地の所有権がない場合)借用契約書の写し、借用証明書	
4 (中間処理の場合)中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第4号)	
(中間処理の場合)搬出先の産業廃棄物処理業の許可の取得状況(様式第5号)	
5 環境大臣認定の(特別管理)産業廃棄物処理業に関する講習会(処分課程)の修了証の写し	
6 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第6号)	
7 直前3年の各事業年度における財務諸表等	
貸借対照表	
損益計算書(販売費、一般管理費及び製造原価の内訳を含む)	
株主資本等変動計算書及び個別注記表	
法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)	
(財務状況が著しく悪いと判断される場合)今後5年間の経営改善計画書	
8 法人の定款又は寄付行為(変更議事録を含む)及び商業登記簿謄本	
9 役員の住民票 ^{※3}	先行
役員の身分証明書	先行
役員の後見登記事項証明書	先行
10 (5%以上の株式を保有する者又は5%以上を出資する者がある場合)	
株主等の身分証明書	先行
株主等の住民票	先行
株主等の身分証明書	先行
(法人株主の場合)後見登記事項証明書	先行
11 (政令第6条の10に規定する使用人がある場合)	
使用人の住民票	先行
使用人の身分証明書	先行
使用人の後見登記事項証明書	先行
12 誓約書(様式第8号)	
13 事業経歴書(様式第9号)	
14 マニフェストの管理方法を記載した書類	
15 (特別管理産業廃棄物処分業許可申請の場合) ^{※4}	
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	

※1 申請書一式は、A4判の2穴ファイルに綴ること。

※2 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を取り扱う場合、事業範囲に「自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物」の有無を明記すること。

※3 役員や株主で重複する人物がいる場合には、住民票等の添付は1通でよい。

※4 感性性廃棄物及び廃石綿等のみを取り扱う場合には添付不要。

※5 「先行」：先行許可証の提示により省略可能。

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請 添付書類一覧 (更新・法人用)

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書 ^{※1}		省略可否 ^{※4}
本市の(特別管理)産業廃棄物処分業許可証の写し		
1	事業計画書(様式第1号)	
	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況(様式第2号)	可
	事務所及び事業所の付近の見取図及び位置図	可
	使用予定の委託契約書の写し	可
	排出事業者の産業廃棄物の発生箇所を明らかにした発生工程表	可
	廃棄物の性状を明らかにする書類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんについては分析試験結果(計量証明書等)、また、燃え殻及びばいじんについてはダイオキシンの測定結果等を添付)	可
2	事業の用に供する施設(様式第3号)	
	事業の用に供する施設の全景写真	可
	事業の用に供する施設の平面図及び立面図	
	事業の用に供する施設の断面図、構造図、設計計画書及び付近の見取図	可
	(中間処理の場合)保管施設の面積及び容量の計算書並びに保管日数計算書	
	(最終処分の場合)縦断図、周囲の地地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
3	事業の用に供する施設(保管施設を含む)の所有権を説明する書類	可
	事業の用に供する施設(保管施設を含む)の立地する土地の不動産登記簿謄本	可
	(施設及び土地の所有権がない場合)借用契約書の写し、借用証明書	可
4	(中間処理の場合)中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第4号)	可
	(中間処理の場合)搬出先の産業廃棄物処理業の許可の取得状況(様式第5号)	可
5	環境大臣認定の(特別管理)産業廃棄物処理業に関する講習会(処分課程)の修了証の写し	
6	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第6号)	
7	直前3年の各事業年度における財務諸表等	
	貸借対照表	
	損益計算書(販売費、一般管理費及び製造原価の内訳を含む)	
	株主資本等変動計算書及び個別注記表	
	法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)	
	(財務状況が著しく悪いと判断される場合)今後5年間の経営改善計画書	
8	法人の定款又は寄付行為(変更議事録を含む)及び商業登記簿謄本	
9	役員の住民票 ^{※2}	先行
	役員の身分証明書	先行
	役員の後見登記事項証明書	先行
10	(5%以上の株式を保有する者又は5%以上を出資する者がある場合)	
	株主等の身分証明書	先行
	株主等の住民票	先行
	株主等の身分証明書	先行
	(法人株主の場合)後見登記事項証明書	先行
11	(政令第6条の10に規定する使用人がある場合)	
	使用人の住民票	先行
	使用人の身分証明書	先行
	使用人の後見登記事項証明書	先行
12	誓約書(様式第8号)	
13	事業経歴書(様式第9号)	
14	マニフェストの管理方法を記載した書類	
15	(特別管理産業廃棄物処分業許可申請の場合) ^{※3}	
	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	

※1 申請書一式は、A4判の2穴ファイルに綴ること。

※2 役員や株主で重複する人物がいる場合には、住民票等の添付は1通でよい。

※3 感性性廃棄物及び廃石綿等のみを取り扱う場合には添付不要。

※4 「可」：当該事項に変更がない場合に省略可能 「先行」：先行許可証の提示により省略可能

(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請 添付書類一覧 (事業範囲の変更・法人用)

(特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書※1	省略可否※4
本市の(特別管理)産業廃棄物処分業許可証の写し	
1 事業計画書(様式第1号)	
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況(様式第2号)	可
事務所及び事業所の付近の見取図及び位置図	可
使用予定の委託契約書の写し	可
排出事業者の産業廃棄物の発生箇所を明らかにした発生工程表	可
廃棄物の性状を明らかにする書類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんについては分析試験結果(計量証明書等)、また、燃え殻及びばいじんについてはダイオキシンの測定結果等を添付)	可
2 事業の用に供する施設(様式第3号)	
事業の用に供する施設的全景写真	可
事業の用に供する施設の平面図及び立面図	
事業の用に供する施設の断面図、構造図、設計計画書及び付近の見取図	可
(中間処理の場合)保管施設の面積及び容量の計算書並びに保管日数計算書	
(最終処分の場合)縦断図、周囲の地地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
3 事業の用に供する施設(保管施設を含む)の所有権を説明する書類	可
事業の用に供する施設(保管施設を含む)の立地する土地の不動産登記簿謄本	可
(施設及び土地の所有権がない場合)借用契約書の写し、借用証明書	可
4 (中間処理の場合)中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第4号)	可
(中間処理の場合)搬出先の産業廃棄物処理業の許可の取得状況(様式第5号)	可
5 環境大臣認定の(特別管理)産業廃棄物処理業に関する講習会(処分課程)の修了証の写し	
6 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(様式第6号)	
7 直前3年の各事業年度における財務諸表等	
貸借対照表	
損益計算書(販売費、一般管理費及び製造原価の内訳を含む)	
株主資本等変動計算書及び個別注記表	
法人税の納税証明書(その1・納税額等証明用)	
(財務状況が著しく悪いと判断される場合)今後5年間の経営改善計画書	
8 法人の定款又は寄付行為(変更議事録を含む)及び商業登記簿謄本	
9 役員の住民票※2	先行
役員の身分証明書	先行
役員の後見登記事項証明書	先行
10 (5%以上の株式を保有する者又は5%以上を出資する者がある場合)	
株主等の身分証明書	先行
株主等の住民票	先行
株主等の身分証明書	先行
(法人株主の場合)後見登記事項証明書	先行
11 (政令第6条の10に規定する使用人がある場合)	
使用人の住民票	先行
使用人の身分証明書	先行
使用人の後見登記事項証明書	先行
12 誓約書(様式第8号)	
13 事業経歴書(様式第9号)	
14 マニフェストの管理方法を記載した書類	
15 (特別管理産業廃棄物処分業許可申請の場合)※3	
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	
※1 申請書一式は、A4判の2穴ファイルに綴ること。 ※2 役員や株主で重複する人物がいる場合には、住民票等の添付は1通でよい。 ※3 感性性廃棄物及び廃石綿等のみを取り扱う場合には添付不要。 ※4 「可」：当該変更許可申請による変更がない事項について省略可能 「先行」：先行許可証の提示により省略可能	